フリンジ・ベネフィット課税の再検討

A Reconsideration of the Taxation on Fringe Benefits in Japan

坂 野 光 俊 Mitsutoshi Sakano

〈目 次〉

はじめに:問題の所在 第1節 わが国におけるフリンジ・ベネフィットの実態 第2節 フリンジ・ベネフィットに対する課税の仕組み 第3節 曖昧かつ寛大な課税による問題点 第4節 社宅家賃に係る経済的利益への課税の問題点 第5節 是正策の検討 おわりに

1 はじめに:問題の所在

1. フリンジ・ベネフィット(以下,FBと省略)という 用語は,所得全般に関連しては,現物給付,追加的給付や 付加給付あるいは現金によらない利益を,また,給与所得 に限定しては,現物給与や付加給与あるいは従業員として の地位に基づく利益を表すものとして用いられるが,通常 は,給与所得者が現金給与以外に享受するものとして用い られることが多い¹。

FBの課税システムについては,かなり以前から曖昧で 消極的であると批判されてきた。にも拘わらず,一向に FB課税の改善がなされていない。そうした従来からの事 情に加えて,税制を取り巻く環境が,課税ベースの拡大を 求めており,所得税における各種控除の見直しが不可避の 情勢のなかで,曖昧で寛大な課税を持続することは,許さ れない情勢になっている。さらに,労働市場・労働条件・ 雇用環境・賃金制度の激変という転換期において法定外福 利厚生費のあり方も変化しつつあるという事情も,FB課 税の再検討を必要にしている²。

本稿は、現行 FB 課税の問題点の検討とその是正方法に ついて考察することを課題とするものである。その際、考 察を給与所得者の現物給与に限定し、また、最も重要度の 高い社宅家賃に係る経済的利益に焦点をあて、公務員宿舎 の問題に触れる余裕がないので、民間住宅に叙述の中心を おき、さらに紙数の制約のため、法人税法関連の FB 規定 についても割愛し、所得税法関連の FB 規定を問題とする こととする。

第1節 わが国における

フリンジ・ベネフィットの実態

I. わが国における FB の実態とその特徴

1.労働費用は、具体的には、現金給与、退職金等の費用, 法定及び法定外福利厚生費からなる。現金給与とは、所定 内給与・賞与・期末手当・超過勤務手当等の合計額であ り、退職金等の費用とは、主として退職一時金と退職年金 費用(適格年金への掛金等)からなる。また、法定福利厚 生費とは、社会保険(健康保険・厚生年金保険・労働保険 等)の保険料のうちの事業主負担額であり、法定外福利厚 生費とは、事業主独自の福利厚生施策に基づく事業主負担 額で、従業員の住居・食事・医療保健・文化・体育・娯 案・慶弔等の費用の合計額をいう。

2. FBの内容は,生活水準や生活環境の変化とともに変化してきた³。

(1)昭和20年代には、①FBの現金給与に対する比率が 高く、法定及び法定外を合わせた福利費の現金給与に対す る比率は、1949年には15.1%(法定福利費の比率9.1%) と昭和30年代、40年代の約10%(同、4~5%台)に比 してかなり高かった。②内容としては日常生活に不可欠な ものが多かったが、教養・娯楽・体育施設の設置率は非常 に低く、また、③企業規模別のFB供与格差が大きかっ た。

(2) 昭和 30年代には、①FBの絶対額は増加したが,現 金給与に対するFBの比率は大幅に低下し,②企業規模別 格差が縮小した。③生活援護的なものと医療保健施設の比 重が低下し,住居施設や給食施設,教養・娯楽・体育施設 等が増加した。④福利厚生施設を企業が直接運営する方式 が減少し、運営を外部に委託するとか外部施設と契約を 結び利用するといった方式が増加した。⑤施設の利用に あたって従業員から料金等が徴収される率が高くなり、 その利用料金も高くなった。こうした変化の経済的・社 会的背景としては次のことがある。①戦後の極度に物資 が不足していた時代から抜け出し、②賃金水準が上昇し た。③人件費負担の面から、賃金水準の上昇テンポに合 わせて FBを増加させて行くわけにはいかず、合理化を迫 られたため、対現金給与比率の低下をもたらした。④労 働力需要が逼迫し、中小企業が若年労働力の確保のため に労働条件の改善に努めたことで、企業規模別格差が縮 小した。⑤労働時間短縮で余暇が拡大し、教養・娯楽・ 体育施設の設置率上昇をもたらした。

(3) 昭和 40年代には、①法定外福利費の対現金給与比率 が引き続き低下し, ②法定福利費の対現金給与比率は逆 に上昇した。③大きな比率を占める住宅施設がさらに充 実し、なかでも持家対策がかなりの企業でとられた。④ 法定外福利費の企業規模別格差はさらに縮小し、中規模 と小規模の企業ではほとんど同額ないし小規模の方が多 額になった。こうした変化の経済的・社会的背景として 次の点が指摘される。①40年代に入って毎年前年を上回 る賃上げが行われ,賃金上昇率が加速化したため,企業 は FB 合理化が必要となり、有料率や利用料金が高くなっ た。②都市への人口集中が進み、住宅問題の深刻化や通 勤の長時間化問題が生じ,住宅政策とりわり持家政策に 対する企業の援助が重要となり、組合要求も激しくなっ た。③労働力不足がさらに本格化し、主婦のパートタイ マーの活用が重要になり、FBも彼女らの要求に応えるよ うに教養・娯楽・体育施設の拡充が行われた。

(4) 1988年の労働者一人一ヶ月当たりの労働費用の構成 比は,現金給与83.8% (1975年86.4%),法定福利費 7.9% (同,6.1%),退職金等の費用42% (3.1%),法定 外福利費2.8% (3.1%)となっていた⁴。FBのウエイト が上昇しているが,これは法定福利費と退職金等の費用 の比率上昇によっており,その背景には,人口高齢化に よる社会保険料引上げや退職者の増大による退職金等の 費用の増大がある。

1988年の労働費用を企業規模別にみると、大企業(従 業員1,000人以上)を100として小企業(従業員30~99 人)は、労働費用総額で59(1975年においては65。以下 同じ)、現金給与63(67)、法定福利費71(78)、退職金等 の費用20(35)、法定外福利費26(33)となって、企業規 模別格差が拡大したが、その主たる要因は、法定外福利 費や退職金等の費用という自由裁量的なFBにおける格差 である。医療保健費では100対4、財形貯蓄奨励費では 100対5であり、法定外福利費の最大項目である住宅費用 についてみると、100対8である。

これらの企業規模別の格差の他に,企業福利厚生制度, 特に裁量的な福利厚生制度の利用度は,正規の従業員と 非正規の従業員との間にも大きな格差がある。

以上のように, 裁量的な福利厚生制度は, その規模・ 利用度に, 企業規模および就業形態による二重の著しい 格差があり, 企業保障・福祉政策の一環としては, 機会 の平等に欠けていた⁵。

(5) 1990 年以降については、次のような特徴が指摘でき る。①法定福利費が増加し、福利厚生費に占める法定分 の割合が増大し、1979年の59.9%が1980年に60.0%とな り、70年代に10年間続いてきた5割台の比率が6割台と なり、2000年には702%に達した。これには、高齢化の 進展による医療・年金財政負担の増大と社会保険財政の 破綻とによる(総報酬制の採用を含む)保険料率の引上 げ等が影響している。②こうした法定福利費の上昇への 対応として,福利厚生費の見直し・合理化が進められた。 1999年2月の調査⁷では、最も多くの企業が対策(複数項 目回答)としてあげたのは、昇給制度の見直し(45.4%) であり、次いで時間外手当の圧縮(37.4%)、3番目が賞 与支給額の圧縮(35.1%)と続いた。すなわち、賃金・賞 与の圧縮により法定福利費の増加分をカバーし、他方で、 非正規従業員の採用(34.0%)や実績給・年俸制の導入 (29.9%)に見られるように、社会保険料を必要としない 労働力の調達や算定基礎額の抑制を図る行動がとれらた。 ③法定外福利費の抑制が進行し,特に,その中心である 社宅・寮等の活用の見直しが進んだが、それは大企業ほ ど激しいものとなり、給与住宅戸数の減少に現れた。

3.わが国のFBの特徴は以下の通り。①企業規模別にみ てその支給に大きな格差がある。例えば、2001年調査に よると、社宅施設をもっている企業は全企業中の 41.2% であるが、従業員1000人以上の企業では90.0%、300~ 999人の企業では78.4%, 100~299人の企業では51.4%, 30~99人の企業では33.1%である⁸。②企業内の従業員 の地位によって、FBの享受・受領の程度が大きく異なる こと、つまり、地位の高い人ほどより多くのFBの受益に 浴している[°]。③産業分野別に格差がある。例えば,1996 年における法定外福利厚生費の従業員一人当たり額は全 産業平均で、29.756円であるが、電力ガスでは44.528円 (平均の1.5倍),運輸業では20,712円(平均の0.7倍)で あった。④住宅に関する費用が,福利厚生費のなかで大 きな割合を占め、例えば、1996年の法定外福利費のうち 16.111円(全体の54.1%)は住宅関連であり、第2位の生 活援助 4.431 円 (同, 14.9%)を大きく引き離している¹⁰。 これはわが国の国際的特徴をなしている。

Ⅱ.FB給付が選好される理由について

OECD 報告は、従業員、事業主及び政府の3者に分けて、FBが選好される理由を論じている¹¹。

(1)従業員が、その報酬の一部をFBの形で受け取ること を容認する理由として、①所得税の軽減、②社会保険料 の軽減、③社会保障給付(例えば所得保障給付)の受給 資格上の有利さ、④便利さ、⑤ステータスの5点が上げ られている。①~③については、説明を要しないが、④ の便利さから好まれるというのは、ある種のFB(例えば、 職場に近接した宿泊設備、企業が提供する社用車の利用、 大都市における駐車場の無料使用、事業所内での給食 等々)が従業員の仕事や私生活、つまり従業員の環境を より便利にする効果がある故に、彼らにより受容される ことを意味している。また、⑤のステータスとは、例え ば、幹部食堂での食事とか運転手付き社用車の利用とい うようなFBは、従業員の会社内でのステータスや社会的 ステータスを引き上げるから従業員に好まれるというの である。

さらにまた,従業員によるFBの受容は,次の(2)③ 及び④で論ずるように,所得政策や企業内の厳格な賃金 構造の抜け道を探ろうとする意思によって影響を受ける。

しかし、OECD報告は、同時に、従業員が報酬のうち のFB割合の増大を嫌がる2要因も指摘している。①FB は現物給付の形をとるので支払における柔軟性を減らし、 労働市場における流動性を制約し、②社会保障給付は社 会保険料額により規定されるので、FB割合が高くなると その給付額が減るという点である。

(2)事業主がFBを選好する理由として、①労働費用全体の引下げ、②社会保険料の引下げ、③所得政策の回避、 ④賃金構造の柔軟化、⑤従業員の企業内への残留インセンティブ、⑥生産性の向上、⑦従業員の期待への対応、という7点をあげている。①、②は説明不要であろうが、 ③は政府の所得政策の枠外にFBは位置づけられるので、所得政策ガイドラインによる賃金上昇率への制限を回避できるということ。④は労働組合全国連合と経営者連盟との賃金協定に縛られずに賃金政策を実施でき、新規労働力の誘因策や遠隔地勤務への誘導策として活用できること。⑤は特に従業員訓練に巨額の投資が必要な場合には極めて重要となる。⑥は従業員持ち株制度等による利益参加で生産性の向上に従業員が関心をもつことである。 ⑦は前記(1)の⑤に述べた従業員のステータス向上期待への対応である。

(3) 課税当局が特定のFBに課税上有利な取扱いをする理由として4点が指摘されている。①政策目的に適合するから(公的年金や健康保険への事業主負担に伴うFBへの非課税は公的社会保障制度支援の効果をもつ)。②担税力

を構成しないFB がある。③課税が非現実的となる FB が ある(例えば,無料駐車場による経済的利益のように, その課税のために巨額の費用と人手が必要となる)。④特 定産業の保護に役立つ(社用車の私的利用による便益へ の非課税は自動車産業保護作用をもつ)。

しかし,同時に,所得税課税ベースの拡大を求める国 民の要望とFB非課税論との間のバランスをとることが大 切であるとの指摘もなされている。

2. わが国における FB利用の要因については,次の諸点 が指摘されてきた。①勤労者を差別的に取扱うことがで きるとともに,様々な労務管理に利用できる。②社会全 体からみても FBによる便益の供与は,政府が干渉する以 上により多様な便益を提供できる。また,高所得者ほど 多くの便益を享受できる点も,その公然たる影の動機に なっている¹²。③わが国の賃金決定システムでは,突出し た賃上げは非難の対象になるので,その回避策として利 用される。④賃金自体を好不況により調整することは困 難となるが,FBの場合はそれが容易になる。⑤ FBの多 くは企業にとって損金算入の対象になると同時に,従業 員にとっては所得税の対象にならないという税務上のメ リットがある¹³。

第2節 フリンジ・ベネフィットに対する 課税の仕組み

I.FB課税の原則

1.現行所得税法は、通説によれば、包括的所得税の考 え方に基本的に基づいている。それは、周知のように、 所得税法第36条に次のように述べられている規定を一つ の根拠にしている。第36条第1項は、「その年分の各種所 得の金額の計算上収入金額とすべき金額は、別段の定め のあるものを除き、その年において収入すべき金額(金 銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって収入す る場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的な 利益の価値)とする」と、また第2項は、「前項の金銭以 外の物又は権利その他経済的な利益の価値は、当該物又 は権利を取得し、又は当該利益を享受する時における価 値とする」と規定している。

この規定は,所得の算定の基礎としての収入には,現 金収入(給与所得者の場合には現金給与)以外の現物収 入・現物給与も含まれる,という包括的所得の考え方に 基づいてと解される。ここにFB が入ることは明らかであ る。

2.1963年12月の税制調査会中期答申¹¹は,所得概念の 把握に関連して,「所得税及び法人税における所得概念に ついては,個別経済に即した担税力を測定する見地から みて,基本的には,現行税法に表れているいわゆる純資

産増加説(一定期間における純資産の増加ー家計費等所 得の処分の性質を有するものによる財産減少は考慮しな い-を所得と観念する説)の考え方に立ち、資産、事業 及び勤労から生ずる経常的所得のほか、定型的な所得源 泉によらない一時の所得も課税所得に含める立場をとる のが適当であると考えられる」と論じた。その上で,「こ の場合,特に問題になると思われる次の諸点については, 次の考え方により所得概念を構成することとする」と続 けて、9項目の個別の論点につき論じている。そこでFB 課税に関連して展開されている論理は、①現物給与の性 格は、帰属所得における所得の考え方に通ずるものがあ るから現実の税務行政では課税対象にならない性格をも つ¹⁵, ②しかし,「雇用条件の一種として社会通念上現金 給与の代替ないし追加的給付と観念されるものである範 囲」においては、課税所得に含めることは妥当である、 ③ただし、個々の場合にこの「範囲」に入るかどうか、 また,評価額はどうか等については微妙な問題がある, ④従って、「総じて常識的に無理のない程度で」判断する 必要があるというものである。以上の課税の論理の筋立 てを簡潔にかつ実務的にいうと,「常識的に無理のない程 度で」「現金給与の代替ないし追加的給付」と考えること に問題があるものについては非課税ないしは課税軽減対 象にするというものである。

3. ここに,包括的所得税の原則をかなり緩めている, ないしは寛大に取り扱うことになっていることが明確に 示されている。その理由として答申は,所得概念に帰属 所得範疇までとり入れることは,「あまりにも多くの対象 を包括し過ぎることとなって,その限界が明確を欠くの みならず,税務行政の困難に耐ええないと認められる」 と述べている。こうして,FB課税を含むわが国税法の所 得概念把握は,厳密な意味での包括的所得税・純資産増 加説に基づくものではなく,一定の修正を受けた制限付 きの包括的所得税・純資産増加説であり,その制限の内 容は,多分に「税務行政の困難に耐ええない」からとい うものであると考えられる。

4. さて問題は、制限付き(ないし修正)包括的所得 税・純資産増加説という所得概念に基づいて、所得税 法・法人税法が執行され、FB課税が実施されているのか どうかである。次節でFB課税の実態を検討するが、そこ には、完全な包括的所得税・純資産増加説に基づく課税 は勿論のこと、制限付き(ないし修正)包括的所得税・ 純資産増加説という所得概念に基づく課税も不十分にし か実施されていないという実態が明らかとなる。

I. FB課税の実務上の仕組み

1. 上記のように、「常識的に無理のない程度で」課税す

るという曖昧な課税の仕組みは,FB課税に関する規定の 大半を法令においてではなく,通達に委ねる結果をもた らしている¹⁶。

税務行政は通達行政といわれるほどに,基本的に法令 に規定すべきものでも,通達に任せるという特徴(租税 法律主義に反する問題)をもっているが,FB課税につい ては,この租税法律主義違反という特徴が最も典型的に 表れている分野である。すなわち,FBの課税・非課税問 題は,所得税法第9条第1項第6号で規定されている非課 税給与所得を除くと,殆ど所得税法基本通達(以下,所 基通と略す)において規定されている。

2.所基通の規定に基づくと,FBたる現物給与は,次の 5点に区分できる(所基通36-15)¹⁷。

(1)物品等の無償又は低価による供与がある。物品その他の資産の譲渡を無償又は低い対価で受けた場合におけるその資産のその時の価額又はその価額と実際に支払う対価の額との差額に相当する利益が経済的利益となる¹⁸。
(2)土地・家屋等の無償又は低価による貸与。土地・家屋その他の資産(金銭を除く)の貸与を無償又は低い対価で受けた場合における通常支払うべき対価の額又はその通常支払うべき対価の額と実際に支払う対価の額との差額に相当する利益が経済的利益となる。具体的な例としては、低額家賃での社宅等の貸与の場合に経済的利益が発生する(所基通に規定されている社宅等の事例については、第4節で詳論する)。

(3) 金銭の無利息又は低利による貸付け。これは経済的 利益を構成するが,次のケースのいずれかに該当すれば, 課税されない(所基通36-28)。すなわち,①臨時的に 多額の生活資金を要することになった役員又は使用人に 対し,その資金に充てるために貸し付けた金額につき, その返済に要する期間内に受ける経済的利益,②使用者 における平均調達金利など合理的な貸付利率を定めて, 利息を徴収している,③その他の場合で,経済的利益が 年間 5,000 円以下の場合。

(4) その他用役の無償又は低価による提供。上記(2)及び(3)のケース以外で,用役の提供を無償又は低い対価 で受けた場合,その用役に通常支払うべき対価の額又は その通常支払うべき対価の額と実際に支払う対価の額と の差額に相当する利益が経済的利益となる¹⁹。

(5)債務免除益。借入金その他の債務の免除を受けた場 合又は債務の負担をしてもらった場合におけるその免除 を受けた又は負担をしてもらった金額に相当する利益が 経済的利益となる²⁰。

3.以上の課税の仕組みにおいて見られる特徴は次の通 りである。①債務免除益については、ある程度、金額が 確定しうる関係もあって、経済的利益を認定して、給与 所得等として課税対象にしているものが多い。②物品等 や用役については、評価の困難性等もあってか、一定の 要件を満たせば,経済的利益の認定は比較的寛大であり, 非課税対象にしているものが多く、その要件もあまり厳 しいものではない。③税務行政上の便宜を優先して、少 額不追求のように、寛大な措置をとっているものがかな り多い。④外国では主要なFBとして重要視されている社 用車の私的利用への課税については、明言の規定は存在 していない。例えば、米・英やオーストラリアでの社用 車の私的利用による経済的利益等への課税は、かなり厳 密になされているが、わが国では社用車の私的利用への 課税は殆ど漏れているのが実態である²¹。⑤後述すること だが、わが国のFBの中心をなす住宅関連のFB,特に、 社宅等の貸与に係る経済的利益への課税は、極めて寛大 であり、多くの問題を残している。⑥外国と比較しての 特徴の一つであるが、オーストラリアやニュージーラン ドのように、FB税という形で、FBを支給する事業主に 課税するところもあるが 22,わが国では FBの享受者に対 して課税するという享受者所得への課税の原則の建前を 一応「堅持」している。

第3節 曖昧かつ寛大な課税による問題点

I. 曖昧かつ寛大な課税の諸要因

1. 現行のわが国のFB課税において,非課税や課税軽減 になっている諸事象は,通常,次のように区分・分類さ れている²³。①給与所得者の職務の性質上又は使用者の業 務の遂行上必要とされるもの²⁴。②個人に対する利益の帰 属又はその程度が不明確なもの²⁵。③主として少額不追求 の趣旨で課税除外とされているもの²⁶。④政策措置として 非課税とされているもの²⁷。

2. もう一つ, FB課税を困難にしている問題に, FBに よる経済的利益等の評価が容易ではないという点が指摘 できる。所得税法第36条第2項に基づいて, いわゆる時 価主義を原則としているが, 現物給与の評価については, その内容が種々にわたっているところから, 個々の現物 給与の評価方法は, 前記のように通達においてその実態 に即して具体的に規定されている。

FB課税に関する OECD 報告は,「FB 課税の主要な困難 の一つは,雇用者が受け取る利益を評価する問題である。 過大評価は納税者をして税制に対する合理的不満を表明 させることに至るし,過小評価は水平的不公平,税収減 及び同じ優遇を受けない納税者による不満をもたらす。 ある場合には,評価の困難が歳入当局を活動不能にして 受益が課税されないこととなる。このことが,時の経過 につれて,実際の法的状況がどうであれ,ある種のタイ プの利益が免税であるという強固な認識を引き起こすこ

とになる」と述べた後で、4つの評価方法について論じて いる²⁸。すなわち、①被雇用者にとっての価値(value to the employee) (受領者にとっての価値を基準にする方 法), ②使用者にとってのコスト (the cost to the employer:使用者が負担したコストを基準にする方法),③市場 価値(market value:時価を基準にする方法),④行政が 定める標準価値 (standard value which are set by administrative rules or regulations:行政が定める規則や規制 に基づく標準価値を基準にする方法)の4つである。FB を受ける本人が、もしそれを購入するとすれば支払って もよいと考える金額を確定できれば、①の方法を課税上 の評価に利用するのが最も適切な評価方法であるが、受 益者本人による個人的評価は主観的なものであるから, 納税者も税務当局もこの評価額を客観的に立証すること はできず,かなり不正確な概念であるので,実際には滅 多に利用されることはない。また,FBは,事業主によっ て購入されるか精算されるのが普通であるから、事業主 の負担したコストを基準とする②の方法が有力な評価基 準とみられるが、当該給付が労働生産性の向上等を通じ て企業収益を増大させる効果を持つ場合は,事業にとっ ての便益と被用者にとっての便益を区分し、それぞれに 見合うコストを推定しなければならないという問題が生 ずる。FBが、もし時価・市場価値・市場価格で評価でき るのならば、時価を基準とする③の方式が、最も有力で あり、広く用いられている方法であり、わが国の所得税 施行令第84条の2も、これを基準にしているし、OECD 報告書より12年以前に出された『カーター委員会報告』 もこの方式を②の方式よりも推奨していた²⁹。しかし, FBのなかには時価評価すべき市場の存在しないものや市 場性に乏しいものがある。また、時価といっても、享受 者が FBを購入する場合のコストと販売する場合の対価と が一致しない場合には、どちらで評価するのかという選 択問題が生ずる。さらに,従業員が選択の自由を持たな い多くのFB においては、評価が市場価格を下回ることが 少なくない。以上のように①~③の方法にそれぞれ難点 があるために、実際には、租税法規や関連通達で定めら れた一定の方式に従って, FBの評価額を決めるという④ の方式で決められる場合が少なくないが、この場合の評 価額は時価をかなり下回るものになる場合が通常である。 なお、これら4方法は、全く別々に用いられるよりも、そ れらをミックスとして用いることが有用であると思われ 3°°

Ⅱ.曖昧かつ寛大な課税による問題点

FB課税の問題点として指摘されてきたのは,①課税ベ ースの浸食,租税回避の拡大・促進,②課税の公平の侵 害,③現金で給与を受ける従業員の権利の侵害,④資源 配分の効率性および中立性の阻害等である³³。

①,②および③については、多言を要しない。消極的な課税実務は本来課税すべき税源を逸するから税収の減少をもたらすことは自明であり、FBが格差を伴って給付され、総じて高所得者ほどFBの恩恵に浴する度合いが高いことを考慮すれば、消極的・寛大な課税は税負担の垂直的・水平的不公平をもたらすことは明白である。さらに、従業員の給与を現金で受け取る権利が、現物給与によって侵害されていることも見やすい道理である。

また,課税が不完全なFBに対する需要が増大するが, このことは消費者の選択を歪め,資源配分の効率性を阻 害するのみならず,それらのFBへの需要が税制によって 促進されて,課税の中立性の原則は大きく歪曲される。

さらに、OECD報告書は、FBに関して政府が直面する 問題点³²として次のことも指摘している。すなわち、FB の増大により、課税標準が縮減し、正式の現金給付等に のみ課税するため、税収が減少する。そこでその歳入を あげるため所得税率を上昇させることになる。そうする と、そのことが課税外のFBをさらに増加させる誘因とな り、循環的に税制、税収が悪化するという問題点を生じ させている。この他消費税もFBに課税されない場合があ ることと相俟って、水平的並びに垂直的公平の観点とい う双方から、FBの増大は政府に検討を迫っている。

さらに、①民間部門が FB を支給しやすいので、FB に よる給与差のため公的部門に人材が来るのを妨げるとか、 ②賃金の範囲が不明確となり、その交渉仲介を政府がし にくくなるとか、③ FB がその対象から外れるので、労働 移動を困難にさせるとかの問題点に政府が直面すること も指摘されている。

第4節 社宅家賃に係る経済的利益への課税の 問題点

I. 社宅に関するFBの動向

1. 社宅に関する FB に焦点をあてるのは、①法定福利費 の半分以上が社宅・寮を中心とした住宅関連であること、 ②近年,給与住宅の戸数は減少しつつあるとはいえ、 1998年において173万戸を数えるという大きな量的比重 をしめていること、③社宅関連の FB 課税に FB 課税の問 題点の典型が現れているからである。

2. 社宅家賃の動向については,次のような特徴があ る。①社宅の戸数について、『住宅・土地統計調査』の給 与住宅の戸数の変遷をみると,1983年の181.9万戸から 26.9万戸(14.8%)減少して1988年に155万戸となり, その後のバブルの影響で5年間に50.1万戸(32.3%)増加 したが,バブル崩壊によって1998年には32.1万戸

(15.7%) 減少して, 172.9万戸となった33。②社宅につい ては、民間相場・市場価格よりも大幅に低額の使用料で 従業員に貸与しているが、相場との乖離がどの程度なの かを数量的に捉えるのは、統計資料の不備の関係で困難 であるが、借り上げ社宅について企業が家主に支払う借 り上げ家賃(賃借料基準額)と従業員から徴収する使用 料との差額によって間接的に推計すると、以下の通りで ある。借り上げ社宅の使用料を賃借料基準額の一定割合 と決めているもの(調査対象 319 社の 40.1 %) について, 首都圏の場合,平均の負担割合は4人家族の一般職で 26.0%, 課長職で26.4%であり, 両者とも最高負担割合 は60%、最低は7%である。この平均額で試算してみる と、賃借料基準額は一般職で12.10万円、課長職で12.96 万円であり、使用料は1.99万円および2.24万円であり、 賃借料基準額を民間家賃相場と仮定すると,差額の10.11 万円および 10.72 万円が FB と推定できる。この推計がほ ぼ的を射ているとすれば、年間120万円以上となり、これ に課税が適切になされているか否かは大きな問題である 34。なお、賃借料基準額を超過した場合の取り扱いについ ては、その範囲内でしか借り上げを認めていない企業が 17.4%, 全額会社負担9.0%, 一部会社負担5.9%, 全額 個人負担 63.9%となっている ³⁵。

Ⅱ. 社宅家賃に係る経済的利益への課税の仕組み

1.所得税基本通達において規定されている社宅や寮として使用人に貸与する場合に生ずるFBに関する取扱い は、大別して、5つに区分されている³⁶。すなわち、(1) 使用人に対する社宅等の貸与、(2)役員に対する社宅等 の貸与(これはまた5つに細分されている。すなわち、 ①使用者所有の社宅等を貸与している場合、②健から借 り受けた住宅等を貸与している場合、③貸与している社 宅等が小規模住宅である場合、(4)業務に関する使用部分 がある社宅等の貸与料相当額、(5)貸与している住宅等が いわゆる豪華社宅である場合)、(3)無償返還の届出でが ある場合の賃貸料相当額、(4)社宅等の貸与による経済 的利益の有無の判定上のプール計算、(5)職務上の必要 に基づく社宅等の貸与³⁷、という5区分である。

2.主要なケースとして、上記の1の(1)と(2)の①
 及び②,(4)の4ケースを詳論すれば十分であろう。

(1)使用者が使用人に対して無償又は低額の賃貸料で社 宅や寮等を貸与することにより供与する経済的利益につ いては,次の算式により計算した賃貸料相当額とその使 用人から徴収している賃貸料との差額が給与所得とされ る(所令84の2,所基通36-41,36-45)。ただし,使 用人から徴収している賃貸料が次の算式による賃貸料相 当額の50%以上である場合には,その差額については課 税されない(所基通 36 – 47)。賃貸料相当額(月額)の 計算式は次式であらわされる。

賃貸料相当額= a × 02 % + 12 円× b + c × 0.22 %

a=その年度の家屋の固定資産税の課税標準額

b = (その家屋の総面積÷33平方メートル)

c=その年度の敷地の固定資産税の課税標準額

なお、①他から借り受けた住宅等を、社宅や寮として使 用人に貸与する場合の賃貸料相当額も、この算式によっ て計算する。②固定資産税の課税標準額が改訂された場 合であっても、その改訂後の課税標準額が現に賃貸料相 当額の計算の基礎になっている課税標準額に比して 20% 以内の増減にとどまるときは、強いて賃貸料相当額の改 訂を要しないとされている(所基通 36 - 46)。

(2) 役員に対する社宅等の貸与のうち,使用者所有の社 宅等を貸与している場合(所令84の2,所基通36-40)。 次の算式により計算した賃貸料相当額とその役員から徴 収している賃貸料の額との差額が,給与所得とされる。

賃貸料相当額 (月額) = $(a \times 0.12 + b \times 0.06) \times (1 / 12)$

a=その年度の家屋の固定資産税の課税標準額

b=その年度の敷地の固定資産税の課税標準額

ただし、木造家屋以外の家屋(耐用年数が30年を超え る住宅用の建物)についてはa×0.1とする。なお、固定 資産税の課税標準額が改訂された場合には、その改訂後 の課税標準額に基づく固定資産税の第1期の納期限の翌月 分の賃貸料から、その改正後の課税標準額によって賃貸 料相当額を計上することになる(所基通36-42(2))。

(3)役員に対する社宅等の貸与のうち,他から借り受けた住宅等を貸与している場合(所基通36-40)も、上記
(2)と同様に,賃貸料相当額を計算するが、「使用者の支払う賃借料の額の50%に相当する額が上記算式により計算した賃貸料相当額を超える場合は、その50%に相当する額」となっている。

(4)社宅等の貸与による経済的利益の有無の判定上のプ ール計算。使用者が社宅等を貸与したすべての役員又は 使用人から、その貸与した社宅等の状況に応じてバラン スのとれた賃貸料を徴収している場合で、その徴収して いる賃貸料の額の合計額が、役員又は使用人の別に応じ、 それぞれその貸与したすべての社宅等につき上記(1)又 は(2)により計算した賃貸料相当額の合計額(使用人に 貸与した社宅等については、その賃貸料相当額の合計額 の50%相当額)以上であるときは、これらの役員又は使 用人が社宅等の貸与により受ける経済的利益等はないも のとして、課税されない(所基通36-44,36-48)。た だし、①、役員及び使用人に貸与した社宅を合わせてプ ール計算をすることはできない。②、役員社宅のなかに、 いわゆる豪華役員社宅に該当するものがある場合には, その社宅を含めてプール計算をすることもできない。 3.以上によって、役員又は使用人が事業主から社宅等

3. 以上によりて、役員又は使用八か事来主から社宅寺 を貸与された場合の経済的利益の計算及び課税方式の特 徴が明らかになった。そのポイントは以下の通りである。 (1) 経済的利益等があるかどうかを判断する基準となる 賃貸料相当額の計算が、現実の市場価格に相当する家賃 と大変大きく乖離し、非現実的な低価格として算出され るということである^{*}。

(2) のみならず,現実の市場家賃の額と比較して非現実 的なほど低い賃貸料相当額に達する額の家賃を支払わな いと経済的利益があるとみなされるのではなく,賃貸料 相当額の半額を超えさえすれば,経済的利益はないもの として取り扱われるというものである。

(3) さらに、プール計算という、これまた問題の多い仕 組みが用いられている。

以上の諸点から,社宅等の貸与に伴う FB 課税は大変な 問題を抱えていると言わねばならない。

第5節 是正策の検討

本節では,主要な先行研究における改革の具体的提案 を検討して,現時点での有効な是正方策を考える参考に することとしたい。

I. 先行研究における是正策の展開

主な先行研究において提示されている改革提案につい て、その展開の特徴を捉えよう。

1. OECD報告書以前のFB課税論³⁹は、総じて制度の趣 旨説明や個別具体的な制度解説を除くと、FB 課税の問題 点の指摘が中心であって、制度改正の具体的提案にまで はいたっていない。今日に継承されるべき成果には,① わが国の現行 FB 課税には、基本的規定が法令にではなく 通達に委ねられていて法令による規定の整備が必要であ ること、②時代に適合しなくなった古くさい規定があり、 かなり曖昧で消極的・寛大であって、経済的利益の捕捉 に不十分なものであることが明らかにされたことである。 2. OECD報告書が出された 1980年代末から 1990年代半 ばまでのFB課税論⁴⁰は、より理論的・具体的な分析と改 革の基本方向を確認するものが多くなった。(1)所得概 念との関連, それらを踏まえた現行制度の問題点, 基本 視点・方法が論じられた。①包括的所得把握という所得 概念との関連、②現行制度の問題点、③FBの実態の詳細 な分析に基づいたFB 課税の現状の不公平さの具体的な指 摘。また、(2) 具体的提案としては、①具体化されたオ ーストラリア等のFB Tの功罪の検討, ②社宅の適正家賃 の課税問題を中心に、現行制度の問題点の詳しい指摘と

その改善の必要性の主張であった。

3.1990年代後半から今日までの段階では,是正策の具体化が課題になった⁴¹。①問題点の典型としての社宅家賃の具体的分析と是正の具体策の提案,②社用車の私的利用への課税等の社宅家賃以外の問題への具体案の例示,③FBTの利用を主張して,外国のFB課税の分析とわが国への適用可能性の検討等である。

Ⅱ. 具体的改正のための方法論等の検討

以上の先行研究での具体的提案を参考にしつつ,今後 の具体的提案を確定していく際に,考慮すべき諸点について検討しよう。

1.包括的所得税との関連については基本的には解決済 みと考えられる。ただ,それとの関連で,1963年税調答 申における「常識的に無理のない程度で」課税するとい う規定の曖昧さを克服することが求められる。つまり, 「常識的に無理のない程度」を判断する明確な基準を法令 の規定により設定する努力をすることが不可欠である"。

2. Fair Market Value 原則の確認(所令84条の2)とその具体化としての複数の評価原則・評価方式の混合的利用の具体化が求められる。その典型としてはやはりわが 国のFBの中心としての社宅家賃問題への対処がまず第一 である。

3. 法令と通達との関係では,法令による基本的規定が 不可欠であるというのが,これまでの研究者および実務 家の共通認識であるが,今後は具体的処理が詰められる べきであろう。

4.享受者課税の基本原則と提供者課税・高所得者特別 課税の補完的活用が必要である。享受者課税か提供者課 税かという二者択一ではなく,享受者課税を原則としつ つ,その不完全さを補完するものとして部分的に提供者 課税および高所得者への特別課税とを活用するという方 向をとるべきであろう⁸。

5. 非課税および軽減措置の対象となるものを限定的に 列挙するというネガ・リスト方式を基本にしつつ,主要 なFBについては,課税の方式を具体的に明示してボジ・ リスト方式を加味することが適当であろう。ボジ・リス ト方式で積極的に規定すべき主要なFB課税としては,現 在の基本通達に述べられている主要点を法令の規定に盛 り込むことの他に,社用車の私的利用への課税について は,明文の規定を設けることが必要であろう⁴⁴。

6. FB (課税) の分類と非課税として課税を断念すべき ものの確定については,従来の研究によって一定の方向 が明らかにされている⁴⁵。すなわち,①就業条件的な性質 を持ち,事業者にとっての利益は大きいが,被用者にと っての経済的利益はそれほど重要でないもの。②雇用に 対する報酬というよりも贈与に近い性質を持つもの。③ その利益を供給するための単位当たりのコストが極めて 低いもの。④当該給付から受ける便益の個人差が極めて 大きいため,妥当な評価基準の設定が困難なもの。⑤コ ストの大半が被用者の負担金によってまかなわれるもの (具体的にどの程度の負担金を徴収すれば課税が免除され るかという基準を設定しなければならない)。

7. FBによる経済的利益の評価方法についての是正という点では、先ず社宅家賃 FBへの課税の適正化に取り組む べきであるが⁴⁶、この点ではかなりの具体的提案⁴⁷がされ ており、あとはそれを実施する決断のみの段階にきてい ると言える。

おわりに

以上の検討から,FB 課税の問題点の是正は,その実施 に必要な論点の明確化はかなり進んでいる段階にきてい ると言える。にも拘わらず,これが税制改正の現実の日 程に上る気配は,今のところ,まだ感じられない。何故 なのであろうか。

具体的是正措置の確定のためには、まだ具体的評価方 法の詰めの議論が完全には出来ていないということがあ るかもしれない。しかし、主要な問題は、別のところに あるように思われる。一つは、国民的合意の困難ないし はそれを要求する運動主体の未形成であり、他の問題は、 その他の税制との関連の問題であると思われる。

1.前記のように、最近、税調答申は非課税所得の整理 合理化の形で問題提起はしているが、具体提の提示にま では至っていない。企業・経営者サイドも従業員・労組 サイドも、どちらも FB課税改革にあまり熱心ではない。 一定のメリットを感じている企業・従業員が自ら増税案 を求めることはないし、本来、FB課税による税負担の不 公平の被害者である中小零細企業の従業員たちも自己へ の恩恵が具体的に感じられない増税案に関心をもたない のは、ある意味では当然であろう。したがって、これを 政策課題に掲げる政党も存在しないことになる。

2. こうした事態に警鐘をならす役割をもつ政策担当官 庁の公務員たちは,現実には,現行 FB 課税の欠陥によっ て恩恵を受ける側に位置しているために,社会的圧力に さらされない限り,自ら能動的にこの問題を俎上にのせ るインセンティブに欠けるのは,これまた当然のことで あろう。

3.こうして、今日まで、この問題は事実上、放置され ていると言える。1990年代に入って、社宅家賃問題が厳 しい指摘を受けるようになっても、1995年に豪華社宅家 賃に伴う経済的利益の課税方式についての新通達が出さ れたくらいで、事態の基本的変化はない。 4. 消費税税率の二桁への増税が日程に上り,控除項目 の削減と課税最低限の引き下げの形での所得税増税が実 施されつつある今日,税負担の公平はどう実現されるべ きかという問題は,改めて国民的に合意されるべき重大 な経済財政問題となっている。その際,水平的にも垂直 的にも課税の公平を阻害している FB課税の不備を是正す る努力が課税当局に求められている。そのためには,情 報の公開と研究者・実務家による実態の解明,それによ

(注)

- 1: FBなる用語の用い方については、石島弘「フリンジ・ベ ネフィット-現物給与の検討を中心に-」(租税法学会編 『租税法研究』第17号, 1989年)は,「フリンジ・ベネフ イットは,その発生形態の視点から,現金所得以外の全 ての利益 (all advantages other than cash income), 現 金によらない利益 (non cash benefits), 従業員としての 地位に基づく利得 (gain from status) などと言われ、ま た,その内容の視点からは,経済的利益 (economic benefits) であると言われる。このような表現からすると, フリンジ・ベネフィットは金銭以外の全ての経済的価値 を有する利益あるいは利得である。|と述べ、続けて、 「フリンジ・ベネフィットは、給与所得に関して、金銭以 外により支給される給与 (conpensation paid other than in cash) とか, 現物給与 (conpensation in kind) と言わ れる。」と論じている(50~51頁)。また、碓井光明「フ リンジ・ベネフィットの課税問題」(金子宏編『所得課税 の研究』有斐閣, 1991年)は、「フリンジ・ベネフィット という用語は、…、主として、給与所得者が、誰からも 疑われることのない本来の給与に加えて、給与所得者の 立場において受けている経済的利益をさしている|と述 べている (165~166頁)。
- 2: 2000年7月の税制調査会の中期答申『わが国税制の現状 と課題―21世紀に向けた国民の参加と選択―』の「第二 個別税目の現状と課題|の4「課税ベースとしての所得| の(1)「所得の捉え方」の②「非課税所得等」で次のよ うに述べられていた。「所得には,金銭による収入のみな らず,現物給付,すなわち物や権利その他の経済的利益 による収入も含まれますが,被用者に対する社宅の貸与, 食事の支給,従業員割引など,一定の条件を満たす少額 の現物給与など一定のものについては、税務執行上追求 しないなどの趣旨から課税しない取扱いがされています。 こうしたものを含むいわゆるフリンジベネフィットにつ いては, 『会社人間』とも言われるような個人の企業依存 体質に変化が見られる中で,経済的利益の供与の仕方な どが異なることによって税負担の公平を失することがな いように、法人課税との関係にも留意しつつ、検討する ことが必要であります」。

なお,税制調査会答申にフリンジベネフィットが給与 所得者の会社人間化を促進するから問題であるという論 調が見られるようになったのは,1993年11月の『今後の 税制のあり方に対する答申—公正で活力ある高齢化社会 を目指して—』以降である。 る不公平額の算定と税収減少額の推計と是正案の具体化 とが,求められている。

5. その際, 個別の FB 課税における実態とのズレの大き さやそれに伴う減収額の大きさ[®]が具体的に数量的に明確 にされること, そしてそれらの改正がどの程度の不公正 の是正と大衆的な税負担軽減に貢献するのかという点が 示されることが, 一定の力になると考える[®]。

- 3:賃金制度専門委員会編『新環境下の企業福祉~フリンジ・ベネフィットの機能と再編』((財)日本生産性本部, 1977年)
- 4 : 労働省政策調査部編『労働者福祉施設制度等調査報告』 (労働法令協会, 1999年)
- 5 : 宮島洋『企業福祉と税制』(日本税務研究センター, 1991 年) 16 頁
- 6:『労政時報別冊 2002年版福利厚生事情』(労務行政研究所, 2002年),厚生労働省大臣官房統計情報部編『就労条件総合調査』(労務行政研究所, 2002年),日本経営者団体連盟事務局『福利厚生費調査報告』1996年,労働省政策調査部編『賃金労働時間制度等総合調査』(労務行政研究所, 1999年)。
- 7:生命保険文化センター『社会保障,企業保障の将来動向 と個人保障』1999年2月(2002年版『福利厚生事情』労 務行政研究所,19~20頁よりの再引用)。
- 8:厚生労働省大臣官房統計情報部編『就労条件総合調査』 (労務行政研究所, 2002年)48頁。
- 9 : 山内直人「『会社人間』脱出を阻むフリンジベネフィット」 『エコノミスト』 (1993, 11, 12)。
- 10:日本経営者団体連盟事務局前掲書。
- 11 : OECD, "The Taxation of Fringe Benefits", OECD, 1988, p. 11 \sim 15 $_{\circ}$
- 12: 畠山武道「追加的給付に対する課税の動向」(『ジュリスト』No. 850. 1985年) 96 頁。
- 13:跡田直澄「日本型給与所得の功罪」(『アスティオン』 No. 27, 1993年) 78 頁。
- 14:1963年12月『所得税法及び法人税法の整備に関する答申』(会長中山一郎・内閣総理大臣池田勇人)の第2「課税所得の範囲及び計算等に関する問題」の「1 課税所得の意義」における所得概念に関連する具体的取扱いに関する記述は次の9項目である。(1)キャピタル・ゲイン,(2)固定資産等の損失について受けた損害賠償金,損害保険金,(3)資産の評価損益,(4)自己所有による家屋等の使用による利益(賃貸料相当額),(5)いわゆる現物給与,(6)在庫品の自家消費,(7)相続又は贈与による所得,(8)債務免除益又は低利の融資による特別の利益,(9)所得源泉に関係のない消費生活上の負債の利子,医療費等の異常生活費,資産の減失損壊による損失等。
- 15:税調答申には帰属所得について次のように述べられている。「自己所有による家屋等の使用による利益(賃貸料相 当額)については,消費された用役の所得ないし消費で きる(あるいは消費された)権利の価格をも所得概念に

とり入れるべきであるとする立場からは、いわゆるイン ピーテッド・インカムとして課税所得を構成することに なろうが、所得概念にこの範疇までとり入れることは、 あまりにも多くの対象を包括し過ぎることとなって、そ の限界が明確を欠くのみならず、税務行政の困難に耐え えないと認められるので、適当とは考えられない。同様 に消費財の値引き買入についても、通常これを所得と観 念することは適当ではない。」。

- 16:実務上の処理については次の2著を参照。富永賢一『源泉所得税・現物給与をぐる税務』(大蔵財務協会,2000年) 第3章「現物給与の範囲と評価」。深澤邦光編『福利厚 生・現物給与の税務-平成13年版』(大蔵財務協会, 2001年)第1章第4節「経済的利益(現物給与)」。
- 17:所基通におけるFB関連規定は,非課税の給与所得(現金給与)に関する所基通9-7~9-10の4項目及び学資金に関する規定中の1項目(所基通9-15)の他には,36-15~36-50の47項目である。これらの47項目は,「経済的利益」に関する6項目(36-15~36-20),「給与等に係る経済的利益」に関する24項目(36-21~36-35の2。ただし30-27は削除。また36-31の8及び36-34の3などの枝番号あり),「給与等とされる経済的利益の評価」に関する17項目(36-36~36-50。ただし,36-38の2及び36-45の2の枝番号あり)に区分されている。

本稿では,法人税法関連の規定には言及しないことと しているが,法人税法における FB 関連の条文(34条 [過大な役員報酬の損金不算入],35条〔役員賞与等の損 金不算入],36条〔過大な使用人給与の損金不算入])に ついての法人税基本通達(以下,法基通と略す)は,9-2-10と9-2-11の2規定である。

所基通36 - 15 が所基通における経済的利益について の基本規定であるのに対して,法基通9-2-10 は法基 通における基本規定をなしている。すなわち,所基通 36 - 15 の 5 項目には,法基通9-2-10 の 12 項目が対 応する。つまり,所基通36-15 (以下,所と略す)の① に法基通9-2-10 (以下,法と略す)の①②③が,所 ②に法⑥が,所③に法⑦が,所④に法⑧が,所⑤に法④ ⑤⑨~⑫が対応する関係である(北海道税理士会編『個 人課税の再検討』〔税務研究会出版局,1999年〕201~ 204頁参照)。

- 18:これに該当する8ケースを列挙すると,次の通り。①永 年勤続の役員又は使用人の表彰の記念品・旅行・観劇等 (所基通36-21),②創業記念・増資記念・工事完成記 念・合併記念等の記念品(所基通36-22),③商品,製 品等の値引販売(所基通36-23),④残業又は宿日直を した者に支給する食事(所基通36-24),⑤採掘場勤務 者に支給する食事(所基通36-24),⑥採掘場勤務 者に支給する食事(所基通36-25),⑥寄宿舎等の電気 料等(所基通36-26),⑦食事の支給による経済的利益 はないものとする場合(所基通36-38の2),⑧制服に 準ずる事務服,作業服等(所基通9-8)である。これら のケースはほとんど全部,一定の要件の下に,非課税と して処理されることになっている。
- 19:これに該当するものは基本通達には7ケースが挙げられているが、これらも一定の要件の下で、「課税しない経済的利益」として規定されている。①用役の提供等(所基通36-29)、②使用者が負担するレクリエーション費用

(所基通 36 - 30), ③使用者が負担するゴルフクラブの入 会金 (所基通 36 - 34), ④使用者が負担するゴルフクラ ブの年会費等 (所基通 36 - 34 の 2), ⑤使用者が負担す るレジャークラブの入会金等 (所基通 36 - 34 の 3), ⑥ 使用者が負担する社交団体の入会金等 (所基通 36 - 35), ⑦使用者が負担するロータリークラブ及びライオンズク ラブの入会金等 (所基通 36 - 35 の 2)。

- 20:これに該当するものは基本通達には9ケースが規定され ている。①債務免除益の特例(所基通36-17),②使用 者契約の養老保険に係る経済的利益(所基通36-31), ③使用者契約の定期保険に係る経済的利益(所基通36-31), ③使用者契約の定期保険に係る経済的利益(所基通36-31の2),④使用者契約の定期付養老保険に係る経済的利益 (所基通36-31の3),⑤使用者契約の障害特約等の 特約を付した保険に係る経済的利益(所基通36-31の4),⑥使用者契約の損害保険契約に係る経済的利益(所 基通36-31の7),⑦使用人契約の保険契約等に係る経 済的利益(所基通36-31の8),⑧使用者が負担する少 額な保険料等(所基通36-32),⑨使用者が負担するが 使用人の行為に起因する損害賠償金等(所基通36-33)。
- 21:外国における社用車の私的利用への課税については、次の文献を参照。北海道税理士会編前掲書(255~261頁)、 木本陽子「米国におけるフリンジ・ベネフィット課税について 上中下」(INTERNATIONAL TAXATION Vol. 19, No. 4-6)、渡辺充/木本陽子「フリンジ・ベネフィット課税の行方」(『租税研究』2000年9月)。
- 22:オーストラリア等のFBTについての邦語文献は以下のも のがある。畠山武道「オーストラリア税制改革の背景」 (『ジュリスト』894号1987年10月1日),平石雄一郎 「オーストラリアの税制」(『租税研究』1993年10月),大 浦一郎「諸外国の実施状況」(『税経通信』1995年11月), 米原淳七郎「オーストラリアの税制」(『租税研究』1997 年6月),北海道税理士会編前掲書(239~242頁)。なお, 渡辺充「福利厚生費-フリンジ・ベネフィット課税の新 たな展開-」(『租税研究』2000年4月)および渡辺充/ 本本陽子前掲論文にもオーストラリアのFB課税が紹介さ れている。
- 23: 冨永賢一前掲書 115~118 頁参照。なお,小島昇「フリ ンジ・ベネフィットについて-給与所得に係る経済的利 益を中心として-」(『租税研究』1992年1月,71-78頁) は,給与所得者について課税されない経済的利益を次の 7項目に区分している。①供給者のみの便益のため,② その提供が法律で義務づけられているもの,③補助金, 弱者救済のため,④少額不追求,⑤一般に行われている 福利厚生活動,⑥政策的配慮,⑦評価不可能又は提供者 の追加費用が発生しないもの。
- 24:これに該当するものは以下の通り。①船員法第80条(食料の支給)等の規定により支給される食料,その他法令の規定により無料で支給される食料(所得税法第9条第1項第6号,所得税法施行令第21条第1項第1号),②職務の性質上制服を着用すべき者がその使用者から支給される制服その他の身回品(所法第9条第1項第6号,所令第21条第1項第2号),③その使用者から②の制服その他の身回品の貸与を受けることによる利益(所法第9条第1項第6号,所令第21条第1項第3号),④国家公務員宿舎法第12条の規定により無料で宿舎の貸与を受けることによる利益その他給与所得を有する者でその職務の遂行上

やむを得ない必要に基づき使用者から指定された場所に 居住すべきものがその指定する場所に居住するために家 屋の貸与を受けることによる利益(所法第9条第1項第6 号,所令第21条第1項第4号),⑤船員法第80条の適用 のない漁船の乗組員に支給される食料(所基通9-7), ⑥制服に準ずる事務服,作業服等(所基通9-8),⑦国 家公務員宿舎法第10条の規定により無料で公邸の貸与を 受けることによる利益(所基通9-10),⑧残業又は宿日 直をした者に支給する食事(所基通36-24),⑨鉱山の 採掘場勤務者に支給する燃料、同勤務者の保護衛生のた め,社会通念上通常必要な厚生施設の設置に代えて支給 すると認められるもの(所基通 36-25), ⑩使用者が役 員,使用人に対して職務上必要な技術の習得等をさせる ために負担する費用(所基通9-15). ⑪使用者が負担す る役員,使用人の行為に起因する損害賠償金等で一定の 条件に該当するもの(所基通36-33)。

- 25:これに該当するものは以下の通り。①使用者が寄宿舎等の電気料等を負担することによる利益(所基通36-26),
 ②使用者が役員又は使用人に対して自己の営む事業に属する用役を無税若しくは通常の対価の額に満たない対価で提供し,又は福利厚生のための施設の運営費を負担することによる利益(所基通36-29),③使用者が負担する掛捨ての生命保険,損害保険の保険料の額(所基通36-31及び36-31の2),④使用者が業務遂行上の必要性に基づいて負担するゴルフクラブ,レジャークラブ, 社交団体の入会金等(所基通36-34,36-34の2,36-34の3,36-35)。
- 26:これに該当するものは以下の通り。①社会通念上相当と 認められる永年勤続者の記念品等,創業記念品等の支給 (所基通 36 - 21, 22),②役員又は使用人に対する一定の 条件に該当する自己の商品,製品等の値引販売(所基通 36 - 23),③使用者が負担する各種レクリエーション費 用(所基通 36 - 30),④役員又は使用人に対する金銭の 無利息又は低利の貸付けによる利益で,その貸付けが災 害,疾病等に起因するもの及びその利益が少額のもの (所基通 36 - 28),⑤使用者が負担する少額の社会保険料 又は生命保険,損害保険の少額の保険料等(所基通 36 -32),⑥所基通 36 - 24により課税除外とされているもの を除き,使用者が役員又は使用人に対して支給する食事 の費用で,少額のもの(所基通 36 - 38の2)
- 27:政策措置として非課税のものは次の通りである。 給与所得者である勤労者が勤務先から有利な条件で自己の居住用住宅等の分譲又は住宅取得資金の貸付けを受けた場合などの経済的利益で一定のものについては、勤労者の持家促進のための助成措置として、非課税措置が講じられている(措置法29)。
- 28 : OECD, op. cit., p. 16 ~ 18.
- 29 : Carter Commission, "Report of the Royal Commission on Taxation. vol. 3, Taxation of Income, Part A -Taxation of Individuals and Families", 1966, p. 43 - 46, p. 285 - 289.
- 30:藤田晴「フリンジ・ベネフィット課税の基本問題」(『税 経通信』1992年4月号)5頁および同『所得課税の基礎 理論』(中央経済社,1992年)117~118頁。
- 31 : OECD, op. cit., p. $15 \sim 16$, $18 \sim 19$.
- 32 : OECD, ditto., p. 18 \sim 19.

- 33: 『住宅·土地統計調査』平成10年度版, 532~534頁
- 34: 『2002 年版 福利厚生事情』(労政研究所, 2002 年) 102
 ~ 105 頁。
- 35:同上,106頁。
- 36:深澤邦光編前掲書50~56頁。なお、所基通での社宅等 の家賃に関する規定は、所基通36-40~36-48の10 項目であるが、これらの項目は内容的に次の6つに分類 できる。(1) 役員に対する社宅等の貸与の①一般的ケー ス (36-40) と②小規模住宅のケース (36-41), (2) 使用人に対する住宅等の貸与の①通常の賃貸料の計算 (36-45。これは実質的には36-41に同じ)と②経済的 利益はないとするケース(通常の賃貸料の額の50%を支 払っている場合) (36-47), (3) 経済的利益の有無の判 定上のプール計算(役員については 36-44,使用人につ いては 36 - 48), (4) 計算の細目(役員について〔①固 定資産税の課税標準額がその貸与した家屋または敷地以 外の部分を含めて決定されている場合, ②課税標準額が 改訂された場合,③課税標準額が定められていない場合, ④月の途中で役員の住居の用に供された場合〕は36-42, 使用人について〔課税標準額の改訂が20%以内の増減に とどまる場合]は36-46),(5)計算の特例(公的使用) に充てられる部分がある住宅等及び単身赴任者のような 者が一部を使用しているにすぎない住宅等)(36-43), (6) 役員等に対する家屋の敷地の貸与のケースでの無償 返還の届出がある場合の通常の賃貸料の額(36-45の2。 これは法基通13-1-2に定める相当の地代の額とす る)。

なお,所基通には規定されているものではないが,い わゆる豪華な役員社宅(240 m²を超えるもの等の条件で判 断される)については,1995年にそれまでの寛大な取り 扱いを改めて,所令84条の2の原則的評価方法(「通常 支払うべき対価の額」)によるものとされている(平成7 年4月3日課所4-4)。

37:使用人に対して社宅や寮を無償で提供している場合であっても、その社宅や寮等が、その職務の遂行上やむを得ない必要に基づき使用者がその人の居住する場所として指定したものであるときは、その使用人がその社宅や寮等の貸与を受けることによる経済的利益については、課税されないことになっている(所法9①六,所令21四)。

具体的には,次のようなものがこれに該当する (所基 通9-9)。①船舶乗組員に対し提供する船室,②常時交 代制により昼夜作業を継続する事業場において、その作 業に従事するため、常時早朝とか深夜に出退勤をする人 に対し, その作業を継続させる必要上提供する家屋又は 部屋,③通常の勤務時間外においても勤務することを常 例とする看護婦,守衛等その職務の遂行上勤務場所を離 れて居住することが困難な人に対し、その職務に従事さ せる必要上提供する家屋又は部屋, ④次に掲げる家屋又 は部屋(イ早朝とか深夜に勤務することを常例とするホ テル,旅館,牛乳販売店等の住み込みの使用人に対し提 供する部屋, 口季節的労働に従事する期間その場所に住 み込む使用人に対し提供する部屋, ハ鉱山の採掘場〔こ れに隣接して設置されている選鉱場,精練場その他の付 属施設を含む。〕に勤務する使用人に対し提供する家屋又 は部屋, ニ紡績工場の工場寄宿舎その他の寄宿舎で事業 所等の構内又はこれに隣接する場所に設置されているも

88

のの部屋)。

38:賃貸料相当額がいかに実態からひかけ離れた低額である かについての指摘は、少なくない。①沼田道孝「フリン ジ・ベネフィット課税の研究」(『税研別冊,第16回日税 研究賞入選論文集』1993年10月)は、首都圏の場合に国 税庁の計算規定が民間家賃の86.8%~94.7%に及ぶ軽減 率を結果すること、また企業による借上社宅の使用料が その借上基準額の6.7~13.3%(日産自動車),14.6~19. 1% (三菱電機), 10.7~15.2% (NKK) にしかならな いという例を示していた。②山本守之「従業員社宅を巡 るフリンジ・ベネフィット」(『税経通信』1995年11月) は、浦安市の築15年のマンション(15万円の実際家賃、 床面積 70 m²) を例とし、実際家賃を 100 として、通達に よる家賃相当額が8.4%、その半額の課税されない最低の 徴収額が4.2%になることを示していた。③北海道税理士 会編前掲書(322~323頁)は、札幌市北区所在の木造1 戸建住宅(敷地1815 m²,床面積133 m²,築12 年)の例 で,通達による賃貸料相当額が実際家賃の14%,課税さ れない最低額が7%にしかならないことを示していた。

なお、筆者が個人的に知りうる 2003 年度のデータによ り試算すると、京都市山科区の 3DK (床面積 52.4 m²)の 賃貸料 8.0 万円のマンション (固定資産税課税標準額は家 屋 378 万円、土地 38 万円)のケースでは、賃貸料相当額 は 8,579 円となり、その半額4,290 円は、実際家賃の 5.6 % である。また福岡市西区の 3LDK (床面積 73.2 m²)の賃 貸料 8.5 万円のマンション (課税標準額は家屋 463 万円、 土地36 万円)のケースでは、賃貸料相当額は 10,308 円と なり、その半額 5,154 円は、実際家賃の 6.1 % にしかなら ない。つまり、家賃相場の 94.6 % あるいは 93.9 % の利益 を得ていても、税務上は経済的利益はないものとして取 り扱われることになっている。

- 39:この段階の論文は次の通り。松本茂郎「『経済的利益』の 課税の意義と問題点について」,諸隈正「役員給与におけ る経済的利益と隠れた利益処分の本質」(ともに『杉村章 三郎先生古希祝賀税法学論文集』1970年10月所収),右 山昌一郎「給与としない経済的利益」(『税理』Vol. 27, No.1,1984年),畠山武道「追加的給付(fringe benefits) に対する課税の動向」(『ジュリスト』850号,1985年12 月1日),平石雄一郎「フリンジ・ベネフィットの課税強 化の論理」(『税経通信』vol. 40, No. 12),渡辺充「現物給 与」(『日税研論集 中小企業税制6』1988年3月)。
- 40:この段階の主要論文は次の通り。石島弘「フリンジ・ベネフィットの課税問題」(『税経通信』1989年5月),石島 弘「フリンジ・ベネフィット-現物給与の検討を中心に」 (租税法学会編『租税法研究』第17号1989年10月),吉 良実「経済的利益の供与課税をめぐる最近の動向」(『税 理』Vol. 33, No. 3, 1990年),石島弘「租税法から見たフ リンジ・ベネフィット課税」,武田昌輔「フリンジ・ベネ フィット課税を巡る問題点」,吉牟田勲「諸外国のフリン ジ・ベネフィット課税の現状」,山本守之「役員に対する フリンジ・ベネフィット課税」(以上4本は『税経通信』 vol. 45, No. 14, 1990年11月),碓井光明「フリンジ・ベ ネフィットの課税問題」(金子宏編『所得課税の研究』有 斐閣,1991年),宮島洋『企業福祉と税制』(日本税務研 究センター,1991年),小島昇「フリンジ・ベネフィット について-給与所得に係る経済的利益を中心として-」

(『相税研究』1992年1月)、藤田晴「フリンジ・ベネフィ ット課税の基本問題」(『税経通信』1992年4月),藤田晴 「フリンジベネフィットの課税」(藤田晴『所得税の基礎 理論』所収1992年,第5章第2節),平石雄一郎「フリン ジ・ベネフィット課税の概要と課題|,平川忠雄「役員の 付け廻し的費用」(以上2本は『税経通信』1992年10月), 跡田直澄「日本型給与外所得の功罪」(『季刊アスティオ ン』No. 27, 1993年),跡田直澄「日本型社会と税制」 (『労働問題リサーチセンター』1993年), 沼田道孝「フリ ンジ・ベネフィット課税の研究」(『税研』別冊1993年10 月),山内直人「『会社人間』 脱出を阻むフリンジ・ベネ フィット」(『エコノミスト』1993.11.12),石島弘「フリ ンジ・ベネフィット課税の問題点と課税方法の検討|. 横 山茂晴・山本守之・玉国文敏鼎談会「フリンジ・ベネフ ィット課税の現状と課題」、山本守之「従業員社宅を巡る フリンジ・ベネフィット」、平川忠雄「交際費を巡るフリ ンジ・ベネフィット」, 吉牟田勲「フリンジ・ベネフィッ ト課税制度化論」(以上5本は『税経通信』1995年11月), 山内直人「フリンジ・ベネフィット課税の経済分析| (『日本労働研究雑誌』vol. 429, 1995年12月)。

- 41:この段階の主要論文は次の通り。石島弘「フリンジ・ベ ネフィット課税の問題」(金子宏編『所得税の理論と課題』 税務経理協会1996年),内山昭『「会社主義」と税制改革』 (大月書店,1996年),馬場義久『所得課税の理論と政策』 (税務経理協会,1998年)第9章「フリンジ・ベネフィッ トの課税問題」,鈴木雅博「役員に対するフリンジ・ベネ フィットと実務ポイント」(『税理』Vol.41(1998)No.4), 鈴木一水「課税所得の再検討-福利厚生費(特に,フリ ンジ・ベネフィット)-」(『税務会計研究』第10号1999 年),北海道税理士会編前掲書,渡辺充前掲論文。
- 42:石島弘前掲論文,碓井光明前掲論文および注解所得税法 研究会編『注解所得税法 増補改訂版』(大蔵財務協会, 1997年)122~141頁,351~387頁,685~699頁参照。
- 43:北海道税理士会編前掲書(293~305頁)では、社宅に係 るFBに関して事業主課税の論拠が紹介されている。① FB課税全体について、事業主課税とし、しかもオースト ラリア等のように、独立の FB税の形をとる。②この方式 は個人課税の代替課税ではあるが,個人課税が評価方法 の点で客観性を持ち得ず、個人課税を実施するとかえっ て公平性を阻害するから,事業主課税のもつ客観性を評 価する。③この方が事務量の問題等から考えても合理的 である、という3点である。これに対し個人課税の論拠 は、①受益者の特定ができ、評価額が測定可能である、 ②従業員・受益者個人間の課税の公平を実現するには事 業主課税では不可能である、というものである。両者の 相違はFB課税の問題点として、課税ベースの浸食を主と して意識するか、それよりも課税の公平の侵害を意識す るかというアプローチの違いがある。ただし,事業主課 税の立場も、突き詰めると、FBの評価方法が客観性に疑 念を持っているということから, 代替課税方式を考慮し ているのである。代替課税論には FB 課税全体を個人課税 か事業主課税かどちらかに決めねばならないという発想 が基底にあり、FB全部について評価方法の客観性を保つ ことは不可能であり、そうした条件の下での個人課税は かえって課税の不公平を助長するという考え方がとられ ているようである。筆者は、受益者が特定できる社宅の

ケースについては個人課税を行い,それが困難なFBについては代替課税としての事業主課税をとるというように, 両課税方式をミックスすることがより現実的な方法であると考える。

- 44: 社用車の私的利用に伴うFBへの課税の試案が渡辺充前掲 論文で示されている。
- 45:藤田晴前揭論文6頁。
- 46:社宅家賃に係るFBへの課税を巡っては、課税を肯定する 立場と否定する(ないしは現行の所基通の運用・実施の 実態をやむをえないと是認する) 立場が考えられる。後 者の立場を公然と主張する論者は少ないが、北海道税理 士会編前掲書(270~293頁)には、後者の立論の論拠が 述べられている。①社宅は基本的に、職務上の要請から そこに居住することを強制されており、また、使用者や 職務の都合により,居住権の確保も制約されているので, 一般の住宅の賃貸と異なって、経済的利益があるとみる ことはできないということが、中心的主張であり、その ほかに、②国民感情が許さない、③社宅に居住すること は精神的苦痛を伴う,④従業員の住居を使用者が用意す るのは日本的慣行という歴史的背景がある、というもの である。それに対して、課税を肯定する立場の論拠は、 ①受益額が大きいこと, ②受益者が明確であること, ③ 受益金額の客観的測定可能性があること, ④外国でも課 税されている、という4点が述べられている。同書では、 この③の評価方法の客観性を巡って替否の意見が戦わさ れているが, 筆者は非課税論よりも課税論の方が論理整 合的であると考える。
- 47:北海道税理士会編前掲書(282頁)の提案する社宅家賃課税方式は以下の通り。原則として、「通常支払うべき使用料」の計算は、所得税法施行令第84条の2の規定により評価することを原則とするが、次の1又は2によることができるものとしする。1「コスト基準方式」(使用者が負担する次のコストの合計額を家屋の専用床面積の比で按分した額)は次の6つで構成する。①減価償却費相当額:建物(付属施設を含む)の取得費+資本的支出、②固定資産税相当額:建物部分の実際支払額(固定資産税が課税されていない場合には(1)×1/2×税率)、(3)火災保険料相当額、(4)管理費、修繕費相当額、(5)地代相当額、(6)利息相当額。

2「基準家賃方式」(次に掲げる区分に応じ,住宅統計調 査(総務庁統計局),賃貸事例,不動産研究所等の民間調 査機関による調査等を基として国税局長がその地域ごと に評定した1㎡当たりの賃料に専用床面積を乗じた額) の区分としては、(1) 耐火構造共同住宅(耐用年数30年 以上)、(2) 耐火構造戸建住宅(同上)、(3) 耐火構造以 外共同住宅、(4) 耐火構造以外戸建住宅の4つ。なお、 上記の1㎡当たりの賃料の評定は、最小行政区域ごと (政令指定都市にあっては区)とする。また、評定にあた っての基礎資料は、計算過程を含めて公開する。

以上のような評価方法に従って具体的事例で検討した 数値例が,同書に掲載されているが,それによると,実 際家賃を100として,役員社宅の場合の所基通の評価は 63.0,従業員社宅の場合の所基通の評価は14.0,課税され ない最低徴収額は7.0,国家公務員宿舎法施行令による家 賃は39.4,同書の提案するコスト基準方式による家賃は 92.0となる。

前記(注38)の計算事例からみても,現行の所基通に 基づく従業員社宅家賃に係る非課税徴収額は実際家賃の6 ~7%,多い目に見積もっても10%前後にしかなってい ないことは,ほぼ確実に推定できよう。

48: 寛大で消極的な課税によってFB全体でどの程度の税収減が生じているかの試算はなされていないようであるが、 社宅家賃に伴う減収の計算は北海道税理士会編前掲書 (271~274頁)において行われている。それは、国民経 済計算のデータから、課税ベースで2.3兆円と見積もり、 それを1.8兆円の課税ベースに換算し、税率20%として、 3,600億円の税収になると試算している(ただし、この試 算には、社宅居住が強制されたり職務上の要請によっていてFB課税に適さないとされている自衛隊員・警察官・ 消防士、灯台職員等に係る課税ベースが控除されていないようであるので、同書の主張に基づく試算をしても、 この金額より少なく見積もるのが現実的計算と言うべき であろう)。

こうしたやり方の他にも,住宅統計調査に基づくデー タを利用して,民間貸家の平均賃貸料の額,給与住宅の 平均家賃の額を調べて,その差額に給与住宅戸数を掛け て,社宅に係る経済的利益の額を計算し,その一定割合 に税率を掛けて税収の軽減額を計算することも一方法で ある。しかし,正確に試算するには,住宅家賃・給与住 宅家賃の地域的な差異を具体的に考慮する必要があるの で,より厳密な地域別の計算が求められる。

49:FB課税に関連する判例については、本稿では全く触れることはできなかったが、簡潔ではあるが要領よく検討したものに、石島弘「フリンジ・ベネフィット課税の問題」 (金子宏編『所得税の理論と課題 二訂版』税務経理協会2001年)がある。